

# 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付要領 (志布志港新規航路開設助成金)

## (目的)

第1条 この要領は、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル（以下「国際コンテナターミナル」という。）の利用促進を図ることを目的に、志布志港の新規航路開設や既存航路の再編又は増便を行った運航船社に対し、予算の範囲内で寄港助成の交付を行い、航路サービスの安定化とコンテナ取扱貨物の増量を図り、もって志布志港の利用促進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運航船社 志布志港と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。

## (助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす運航船社とする。

- (1) 助成金の交付の対象となる者は、令和6年1月1日（以下「基準日」という。）以降に、志布志港と外国諸港湾を結ぶ新規航路の開設、もしくは既存航路の再編又は増便を行い、寄港回数を増やした運航船社とする。
- (2) 本助成事業については、1運航船社1回限りの申請とする。

## (助成金の額等)

第4条 助成金の額は、基準日以降に増加した志布志港への週当たりの寄港1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 新規航路開設 14万円（1運航船社当たり52週（1年間）の期限付き）  
新規航路開設時のダブルコール（1航海当たり2回寄港）は2寄港分を助成する。
- (2) 航路再編又は増便 7万円（1運航船社当たり52週（1年間）の期限付き）  
航路再編時のダブルコールは、増設分（2寄港目）のみを助成する。  
ただし、航路再編時の助成条件は、リードタイム3日以上の短縮とする。

## (助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、基準日から令和6年12月31日を周期として52週（1年間）を限度とする。

## (助成金の支払方法)

第6条 助成金の支払方法は、2期（上半期及び下半期）に分けて支払う。

上半期分：令和6年1月1日～令和6年6月30日分

下半期分：令和6年7月1日～令和6年12月31日分

(事業計画書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象予定者は、上半期分については令和6年4月中に、下半期分については令和6年8月中に、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金事業計画書（志布志港新規航路開設助成金）（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 定款及び法人の登記事項証明書

(助成金の交付申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付申請書（志布志港新規航路開設助成金）（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 新規航路の開設、既存航路の再編又は増便を確認できる書類
- (2) 志布志港新規航路開設助成金寄港明細表
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び交付確定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の決定及び交付金額の確定を行い、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付決定及び確定通知書（志布志港新規航路開設助成金）（様式第3号）により、助成対象者にその旨を通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、助成対象者等に対し、助成対象事業の成果等について説明を求め、又は調査をすることができるものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付請求書（志布志港新規航路開設助成金）（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第11条 市長は、助成事業者、又は既に助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部、若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要領に違反する行為があったとき。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。